

日本障害者歯科学会認定歯科衛生士研修ガイドライン

日本障害者歯科学会 認定歯科衛生士審査委員会編集

2013.5.1

日本障害者歯科学会認定歯科衛生士研修ガイドライン

はじめに

ここに示すガイドラインは日本障害者歯科学会会員が認定歯科衛生士を申請するための研修内容を示す案内書です。日本障害者歯科学会が認定した指導歯科衛生士が、認定歯科衛生士を育成するに当たり、その指導指針となる必要性の高い項目が挙げられています。指導内容が認定歯科衛生士として一定の基準を満たすための指標と位置づけてください。これらは障害者歯科の認定歯科衛生士として理解しておかなければならない内容のため、指導者はそれぞれの立場でカリキュラムを立案し、項目の各論を付与するようにして下さい。

研修ガイドラインの運用に関して

障害者歯科医療に携わる時、歯科衛生士として口腔の知識とともに障害の基礎知識と障害者に対する理解と認識が必要です。専門性の高いこの分野で、地域や施設環境の差を越えて知識の共通化を図ることが困難な状況にありますが、このガイドラインを個々の立場に応じたものとし、一人の指導者が内容のすべてを担当することは困難ですから、認定医や指導医の指導および研修会などを利用して不足を補うようにして下さい。

ガイドラインの内容は歯科衛生士のための障害者歯科に関する教本や歯科衛生士のための参考図書に記載のもので、筆記試験はそうした中から出題されることとなります。障害者歯科診療を通して障害を持つ方々やその介護者の心に寄り添い安全にその診療が行われるよう任務を果たす認定歯科衛生士の養成ならびに育成を行ってください。

日本障害者歯科学会 認定歯科衛生士審査委員会

目次

- 1、 障害者福祉や障害者の生活について
- 2、 障害者歯科医療とは
- 3、 障害者歯科における歯科衛生士の役割
- 4、 家族や介護者への支援
- 5、 障害の種類と特徴や病態
- 6、 障害者と薬剤
- 7、 障害者歯科診療補助（医療安全と感染予防を含む）
- 8、 障害者歯科の行動調整と支援
- 9、 障害者の歯科保健指導
- 10、 高齢者対策
- 11、 口腔機能障害のリハビリテーション
- 12、 文書の書き方と症例報告のまとめ方

1、障害者福祉や障害者の生活について

障害者の定義、WHO の概念(ICIDH,ICF)、障害者基本法、障がい者総合支援法
ノーマライゼーションの理念とバリアフリーの考え方
医療を受けるための制度と社会保障、
障害者福祉（教育制度、障害者施設）

指導指針：国の障害者に対する福祉対策や生活を営む上での教育、就労、生活環境、
地域とのかかわりなどを学習させる。

2、障害者歯科医療とは

基本的理念と特殊性の理解（障害者歯科の定義、困難性、専門性）
かかりつけ歯科医院、口腔保健センター、病院歯科、障害専門医療施設などそれぞれの
医療支援について
診療連携や他職種とのかかわり方

指導指針：障害者歯科とは何か、困難性や専門性を理解し、それぞれの立場で支援す
るために他との連携を考える。認定歯科衛生士として活動するために必要
なこれらの要素を指導する。

3、障害者歯科における歯科衛生士の役割

障害者に対する基本的姿勢、（対本人・保護者・その他の関与者との信頼の構築）
障害者歯科診療補助、（障害別特徴の把握と注意点を理解し診療上の安全確保）
歯科保健指導と予防処置、（口腔機能訓練を含む。個々の環境で適切な実施）
情報管理、（歯科医師・連携診療・障害者施設・学校との架け橋）

指導指針：信頼関係の構築に必要な人に向かう姿勢を指導、障害者歯科における歯科
衛生士の役割の貴重性と責任の重大性を認識させる。

4、家族や介護者への支援

障害の受容についてその過程を理解する
受容が不十分な状況からの支援に関して考える（心への寄り添いと診療への支援）
家族、看護職員、介護職員、学校教員への支援

指導指針：共感や言葉の選び方、かけ方、支援の在り方を学び、心理状態を理解できるよう指導する。心に寄り添うことの大切さを学習させる。

5、障害の種類と特徴や病態について

障害者歯科の対象となる身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、内部障害、遺伝疾患、視聴覚障害など障害の種類を理解

個々の疾患について障害の特徴や口腔症状の特徴を把握

例（脳性麻痺、精神発達遅滞、てんかん、ダウン症、自閉症、統合失調症、認知症、発達障害、高次脳機能障害、筋疾患、重症心身障害、先天障害、循環器疾患、血液疾患、糖尿病、など代表的な疾患について）

指導指針：それぞれの障害の概念と病態を理解し、口腔の状況と特徴を把握する。疾患の重症度に合わせて口腔ケアや保健指導の方向性を検討できるよう指導する。

6、障害者と薬剤

抗けいれん薬、

高血圧治療薬

抗凝固薬

向精神薬

その他注意を要する薬剤（施設個々の状況に応じて）

指導指針：疾患に対応する頻度の高い薬剤の作用や副作用を理解し、日常の全身状態や診療への影響を把握する。

7、障害者歯科診療補助

医療面接の仕方（単なる既往の聴取ではなく、障害の発生・経過・現状が治療行為に及ぼす影響が探れるような工夫）

障害についての評価の仕方（歯科診療との関連性を理解する）

口腔の検査、診査、治療方針の理解

行動調整と治療計画の理解（歯科医師との検討事項を理解）

医療安全への配慮（呼吸・循環など全身状態把握と吸引技術、急な体動による危険防止策、発作など急変時の対応など）

感染予防対策

インフォームドコンセントを理解し、歯科医師と患者サイドの架け橋をめざす

指導指針：不安を抱えた初診時の患者心理を理解すると共に現症の評価と治療方針への理解をインフォームドコンセントに反映し、診療が安全に円滑に進行できよう指導する。医療安全に対する配慮と感染予防対策（スタンダードプリコーション）の徹底。

8、障害者の行動調整と支援

行動調整の基本的考え方

行動変容法、行動変容の技法

体動のコントロール

薬物や全身管理による調整法

情報の構造化と視覚支援

指導指針：行動調整法を理解し、その人権を尊重したうえで歯科治療は安全に進められなければならない。それぞれの技法の特徴を理解し、応用経験をさせる。

9、障害者の歯科保健指導

障害者への口腔保健、障害別の特徴

特別支援学校、グループホーム、障害者施設における保健指導の実施

歯科衛生士が行う口腔保健、指導ならびに管理

個別、口腔保健指導・管理計画の立案

指導指針：障害者の保健指導は障害の特性を理解し、効果を挙げる工夫をしなければならない。効果の評価を得て指導の現状を把握する必要がある。指導の対象は本人、保護者、介護者など幅広く、健康管理につながることを認識させる。

10、高齢者対策

認知症

脳血管障害後遺症

口腔機能低下に対する診療上の注意点

指導指針：老人特有の症状や循環器ならびに脳血管障害後遺症に対する理解をうながす。
誤嚥の認識、口腔ケア上の注意点の把握

1 1、口腔機能障害のリハビリテーション

機能障害の基礎知識、診断と評価
リハビリテーションに対する理解と取り組み
摂食嚥下機能障害に対する支援
口腔機能訓練の種類・方法の理解（訓練の実践）

指導指針：口腔機能に関する基礎知識の認識、リハビリテーションに対する正しい理解と取り組みの姿勢（心構え）の確認。摂食嚥下障害に対する基礎知識と危機管理を習得した上での訓練。実践は伴わなくとも衛生士サイドから行える助言ができるように指導する。

1 2、文書の書き方と症例報告のまとめ方

情報の整理の仕方
文献の検索と収集
指導計画書の書き方や実施状況に記録
カルテ記載、紹介状や医療情報問い合わせ文
症例報告や報告書の書き方

指導指針：症例を整理してまとめる段階で、診療計画と実施状況や成果を見つめることで症例への再確認が行われる。同時にそれを他者に的確に伝える必要性を学ばせる。